

【別紙1】第3回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	委員意見	事務局の見解
懸念・課題	エリア間の公平性	エリア間の公平性について	使途の納得感とエリア間の公平性というところが重要。湯沢町は、5つの村が合併して生まれた町なので、どうしても地域間によって考え方に差がある。なので、可能であれば地区ごとに使途を検討するような部会があったらいいと思う。ある地区が考えた使途に、他の地区から異論が出ると意見がまとまらないし、場合によっては地区間の対立になることも考えられる。 現在の湯沢町観光まちづくり機構の中にも3つの支部があるので、それぞれに使途を決められると、エリア間での公平性について納得感が出ると感じる。	原則として、宿泊税は税であるため、納付した者が相応の便益を受けるとするような考え方は馴染まないと考えます。各エリアの意見は主に湯沢町観光まちづくり機構が意見を集約し、事業化される過程で公平に実現されるものと考えます。
使途に関する意見	重点活用項目	アンケートで集約されない力を入れていくべき項目について	使途の考え方で示した視点はバランスがとれていていいと思うが、他の自治体でもあるように、いわゆる表向きに出す使途としての重点活用項目についてはこれでいいのかももう少し考慮が必要。あくまでこの重点活用項目の4つは、アンケート結果から導きだされたもの。しかし、アンケートとしては選ばれなくとも、計画の中では重点的に進めていくべき項目というのは他にもある。例えば、観光統計やDMOの組織強化などは、計画を作った時には力を入れていくべきだとしていた項目だが、どうしてもアンケートの結果としては選ばれにくいもの。そういった視点を入れていただく必要はあると思う。	ご意見を受け、アンケート結果に加えて、DMOの組織強化等を重点活用項目に付け加えました。
使途に関する意見	重点活用項目	重点活用項目をリーフレットに記載することの是非について	重点活用項目が、納税者に説明書のリーフレットに記載される内容になるということ、お客様の立場に立つと、「こういうことに使われます」と明言されてしまうと、「それだったら払いたくない」と考える人も出てくると思う。 そう考えると、使途の考え方の「③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること」というのが前面に出てくるべきで、重点活用項目の内容は、「例えば今のところこういうものが案に挙がっています」くらいの形にとどめるのが良いと思う。	アンケート結果や検討委員会の意見を尊重するため、重点活用項目は報告書に盛り込みたいと考えています。ただし、直接リーフレットに掲載するかについては、ご意見を踏まえて検討します。
使途に関する意見	重点活用項目	宿泊者からの意見の聴取について	第三者の客観的な意見は必要だと思うので、リーフレットにQRコードか何かを貼って、お客様が使途についてアンケートで回答できる形にしてはどうか。そうすれば、お客様からより納得感を得られるのではないかと思いますし、事業者の方に説明する際にも、お客様の意見であるとして、客観性が担保されてよいのではないかと思います。	検討委員会で出た意見として報告書に盛り込み、宿泊税制度の運用に反映させることを検討します。
使途に関する意見	重点活用項目	アクションプランの策定について	計画が10年なので、3年くらいのアクションプランみたいなものがあって、そこに何に使うかが書かれているのが良いのではないかと思います。	使途の選定手続きの中にアクションプランを位置づけました。アクションプランの策定は、観光振興計画見直しの枠組みの中で前向きに検討します。

【別紙1】第3回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	委員意見	事務局の見解
使途に関する意見	使途の考え方	使途の考え方の文言について	使途の考え方の成長の視点のところについて、「⑤観光地として質の向上・発展に資するものであること」という表現のうち、「発展」の部分で「成長」にしたらいのではないかと感じる。「発展」より「成長」の方が、より未来志向的な長期的な視野ということが伝わるのではないと思う。	ご意見を受け、資料及び提言書案に反映しました。
制度設計に関する意見	税率・税額	定率制で導入した場合の税額の端数処理について	全体的な流れは定率制だということは十分理解しているが、やはり高齢者が多いということで、100円単位くらいに丸まった数字にしてほしい。また、他の自治体の導入事例を提示してもらえれば、定率制にした場合の懸念も払拭できるかもしれない。 加えて、資料には定率制を導入する場合は新規導入事業者に対してもシステム導入補助金を交付するとあるので、そうであれば定率制でもいいのかもしれない。 実際に、私のところで使っているシステム会社へ問い合わせをしてみたら、定率制でも定額制でもどちらでも対応できるし、システム改修は不要という話だった。しかし、端数を丸めようとするとは別だと言われた。もし端数を出したくないなら、料金を千円単位にしたらどうかとも言われた。	端数整理については、先行自治体の例を別紙3にまとめたのでご参照ください。事業者の方の負担感を軽減しつつ、独自のシステム改修費が極力発生しない方法(沖縄方式)を事務局案として提案します。
制度設計に関する意見	税率・税額	定率制を導入するにふさわしい高付加価値化の計画の必要性について	旅館部会としても、定率制で導入し、端数は50円ないし100円に整理してもらいたいというのが結論。ただ、その結論が出るまでの議論の中では、世の中がだんだん定率制の流れになってきているとはいえ、湯沢町には定率制は馴染まないのではないかとという意見もあった。というのは、定率制を導入している先行地域というのは、高付加価値の超高級旅館があって、価格の差が広がっている地域だと思う。果たして現状の湯沢町がそういう地域なのかというと、そう思っていない人が多い。 旅館部会の中では、宿泊税が導入されたら、湯沢町が今後どういう観光地になっていくのかということを検討する場面ができると思うと説明している。この宿泊税の導入を契機に、観光振興計画が見直されていき、湯沢町は高付加価値のお客様を受け入れるような観光地を目指していくのだろうと説明することで、宿泊税は定率制で導入するということが理解を得た。 今後は、その高付加価値化を目指していくということが重要なミッションになる。それができないのであれば、定額制に戻るのではないかと考えている。	高付加価値化の推進は、宿泊税の使途の考え方に新たに盛り込まれた「成長の視点」にも通じるものであり、湯沢町観光振興計画の見直しの際に参考にさせていただきます。また、地域の方々の声は、宿泊税の定期的な見直しの中で継続的に反映していきたいと考えています。
制度設計に関する意見	事業者負担軽減	定率制で導入した場合の地域の事業者の負担について	地域には、宿泊税の導入に懸念を持っている人もいて、中には宿泊税に反対している人もいます。そのような中で、定率制で導入するというのは影響の大きい話で、宿泊税の導入自体が危ぶまれるのではないかと心配がある。 導入に反対されている方にとっては、比較的簡易な定額制もしくは段階的定額制の方が理解を得やすいのではないかと考えている。高齢の方とかが、アプリがある、システム改修費補助があるというような説明で納得できるか。地域によるとは思うが、そういう方々が営む宿の割合はかなり多いのではないかと。どこまでフォローしてくれるかというのが見ればいいが、本当に納得させられるのかという心配がある。	定率制を導入する場合は、特に細やかなフォローが必要だと認識しています。説明会等での対応の他、手引きの作成や計算例の提示等、関係機関と連携しながら、丁寧かつ継続的に対応させていただきます。

【別紙1】第3回検討委員会の振り返り

分類	区分	意見の要旨	委員意見	事務局の見解
懸念・課題	入湯税に対する意見	定率制を導入する場合の入湯税のあり方について	入湯税の使途やあり方について今後議論していくこととするということで、定率制に賛成できるのではないかと考えている。しかし、もともと旅館部会では、入湯税を150円から100円に減額したうえで定率制に賛成するという意見だった。ここで宿泊税が定率制に決まった後で、果たして入湯税の減税というのが実現できるのかというと、非常にハードルが高い課題だと思うが、入湯税の減額が宿泊税の定率に賛成する条件だったという旅館部会の意見は、最後に申し上げておきたい。	提言書に盛り込む今後の入湯税の見直しの際には、特別徴収義務者の方々の切実な思いが反映されるよう対応することが必要だと認識しております。
制度設計に関する意見	その他	電子納税の普及促進について	入湯税・宿泊税に関して、納税するときの電子納税をしっかりと普及させていただきたい。実際、入湯税の納税の電子申告にチャレンジしたが、言葉の意味が分からないものがあつたりして挫けた。コンピューターの仕事をしている私でも難しくて挫けたから、そうではない人たちにはもっと難しいと思う。システムエンジニアがいないほとんどの事業者にとっては電子申告のハードルが高いと思う。もうちょっと簡単にできるようにしてほしい。言葉の説明をすることなども含めて、普及に力を入れてもらいたい。定率制にするなら、なおさら電子納付につなげる必要があると思っていて、宿のシステムから吐き出したデータを使って、そのまま申告等できるような形に整えてもらいたい。 それに加えて、町と県が行っている宿泊統計と連動させてほしい。これまで収集できていなかったデータも取得できるようになると思う。	宿泊税の導入を機に、電子申告等の推進を図ります。単なる補助金・交付金等の整備にとどまらず、わかりにくい部分に対する説明の機会を設けるなど、税務担当部局と連携しながら対応します。 また、統計等と連動できるよう様々な観点から効率的な制度設計に努めます。
懸念・課題	公平な課税	資料の表現等の注意事項について	様々な資料において、宿泊料金と出てくるが、これを素泊まり料金に統一してもらいたい。 また、入湯税にしろ宿泊税にしろ、特別徴収義務者である事業者が、自分が負担しているというようなことを言うことがある。しかし、その税は、あくまで納税義務者から預かったただけのお金だから、右から左に渡せるようにしなければならないはず。役場は、もし事業者が負担しているというようなことを言っていたら、しっかりと反論してほしい。事業者との質疑応答等の中でも、そういう話が出たら、しっかりと否定してほしい。	今後の説明会や公表資料では、ご指摘の点を踏まえ、表現の見直しを行います。また、質疑応答等でも、税制度について誤解を与えることがないよう厳密な説明に努めます。
制度設計に関する意見	税率・税額	部屋売りの場合の計算方法について	定率制の場合でも、いわゆる部屋売りをした際に、その部屋の宿泊者に課税免除の子どもなどが含まれる場合に、どのような計算になるかということ調べておいてほしい。	先行自治体では、いわゆる部屋売りの場合は、人数で割るような処理を行わないため、あくまで部屋にかかる素泊まり料金が課税標準額となり、それに準じる取り扱いとなる見込みです。詳細な算定手順等については、部屋売りの例に限らず、先行自治体を参考に、制度導入に向けて整理を行います。